

### 113. 北欧諸国

北欧諸国では、他人の財産権の侵害から生じる不当利得は特別に注目されている。いくつかの問題が議論されているが、その中には、物権的返還請求、喪失されたり消費された財産の原状回復および他人の財産の無権限使用が含まれる。前二者では、不当利得返還請求権は一般的に認められないと考えられる。そのような場合には、所有者の保護は、不法行為法を用いることで保障されるのである。給付の引渡しを求める物権的效果のある原状回復請求権がもはや認められない場合には、財産法上の価値の補償請求権<sup>439</sup>がその代わりに主張でき、それは問題の財産の客観的価値と調和するように算定される。これとは対照的に、判例・学説は、他人に属する財産の無権限使用を含む場合には、不当利得法上で補償を与えることにいっそう馴染むように思われる。いずれにせよ、財産を使用する可能性を一時的に失ったことが財産に対する損害となる、と主張されている。これに加えて、さらに進んで、所有者の補償請求権は、不法行為法上の請求権の要件（損害、過失）が充たされるか否かに左右されるべきでない、との見解もある。その場合、裁判所は、純粹に不当利得返還請求権〔の認否〕を判断するよう求められる。スウェーデン最高裁の2007年7月2日判決NJA2007, 519 は、第三者に属する土地の無断使用を扱う事例でこの見解を認めた。スウェーデン法で広げられた展開は、北欧諸国の不法行為法体系では純粹経済損害が賠償請求できるのは犯罪行為により生じている場合に限られる、という事実と密接に結びついている。<sup>442</sup>

### 114. イングランドとウェールズ

160 イングランド法では、他人の財産権の侵害を含む（横領のような）不法行為は、損害の賠償と売主の利益の吐出しという複数の救済の選択の可能性を生む<sup>443</sup>。賠償よりも原状回復的救済を選ぶという原告の権利は、伝統的には、「不法行為訴権の放棄 waiver of tort」と呼ばれてきているが、その用語法は一般に誤用とみられている。というのは、原告は不法行為者の不法行為責任を全面的に免除しようとしているのではなく、たんに被告の利得を追及するために賠償の選択を放棄しているにすぎない。そのような場合には、責任は、不当利得法上のものというよりむしろ、不法行為上のものとみられている<sup>444</sup>。他人の財産の使用による権利の侵害は、必然的に所有者に使用に対する損害賠償請求権を生じることになり、権利の基礎は性質上幾分異なるのではあるが、しばしば、[所有権以外の]

439 *Hellner*, *Obehörig vinst*, 251; *Agell*, *Skadeståndsansvaret vid obehöriga förfoganden över annans egendom*, 197, 205; *Karlgren*, *Obehörig vinst och värdeersättning*, 47; *Vinding Kruse*, *Restitutioner*, 363; *Vinding Kruse*, *Erstatningsretten*<sup>5</sup>, 270; *Roos*, *JFT* 1992, 75.

440 *Hellner* loc. cit. 225; *Agell* loc. cit. 221.

441 *Hellner* loc. cit. 226; *Ussing*, *Erstatningsret*, 174; *Karlgren* loc. cit. 43; *Hellner and Radetzki* *Skadeståndsrätt*<sup>7</sup>, 420; *Roos* loc. cit. 84.

442 *Agell* loc. cit. 211; *Kleineman*, *Ren förmögenhersskada*, 153; *Andersson*, *Skyddsändamål och adekvans*, 539; *Andersson*, *Pointlex* 2007.07.06.

443 *United Australia Ltd. v. Barclays Bank Ltd.* [1941] AC 1を参照。

444 *Birks*, *English Private Law* 1, no. 15.02.

より小さい権利を有している者にも損害賠償請求権を生じる。他人の動産を無権限で使用した者（たとえば、使用するためにそれらを違法に奪ったり、留置している者）は、原告がそれらを賃貸するつもりであったか否かや他に損害を被ったかどうかにかかわらず、使用に対する合理的な賃料を支払う責任を負う。<sup>445</sup>このように、原告の損害は、請求権の要件ではない。<sup>446</sup>他人の土地をその許諾なく占有するときは、〔元〕賃借人に対しては）利用占有代価請求訴訟 *action for use and occupation* により、（第三者に対しては）中間利益請求訴訟 *action for msne profit* により、占有賃料の支払い義務が課せられるだろう。いずれの場合にも、使用権の価値（通常は賃料相当額）が賠償として回復可能である。<sup>447</sup>〔実〕損害を基礎とする損害算定からの決別として、被告の利得を参照することによる不法行為上の損害算定は、実質的には、救済の選択に基づく原状回復として裁判所により正当化されてきた。<sup>448</sup>土地の違法な占有については不法行為訴権の放棄ができないということは、実際には黙示の契約という異端の考え方に根ざすものであるにもかかわらず、19世紀の終わりの *Phillips v. Homfray* (No.2) 事件の控訴院判決がなお支配しているとの観念に基づくものである。<sup>449</sup>その判決は、後の判例で回避され、<sup>450</sup>制定法は、知的財産権侵害に関して特別の規定を設けている。<sup>451</sup>秘密の情報が不当に使われた場合には、信認義務違反を理由として利得を基礎とする損害賠償責任がありうる。<sup>452</sup>のである。<sup>453</sup>

---

445 *Strand Electric & Engineering Co. Ltd. v. Brisford Entertainments Ltd.* [1952] 2 QB 246 (CA).

446 古くに確立したところによれば、他人の財産の使用が損害を生じなくても、補償請求ができる。*Hambly v. Trott* (1776) 1 Cowp 371, 98 ER 1136（馬の利用に関する意見を含む）を参照。

447 *Swordheath Properties v. Tabet* [1979] 1 WLR 285 (CA).

448 *Penarth Dock Engineering Co. Ltd. v. Pounds* [1963] 1 Lloyd's Rep 359, 362 (Lord Denning MR)を参照。この事件では、原告は、被告の浮き船によりドックを占有された損害を立証することができなかったが、被告が浮き船を動かさないことで節約したものについて証拠が存在した。

449 *Ministry of Defence v. Ashman* (1993) 66 P & CR 195, 200-201 (Hoffmann LJ)を参照。もっとも、中間利益は不法侵害による損害であって不法行為訴権の放棄はできない、とする同202頁のロイド *Lloyd* 判事の意見と対比せよ。後者の意見では、第三者に対する土地の使用を理由とする（中間利益の）請求はもっぱら不法行為に基づくものであり、他方、地主の同意の範囲を超えて居座る賃借人の責任（利用占有代価請求訴訟）は原状回復である。

450 (1883) 24 Ch. D 439.

451 詳細は、*Goff and Jones, The Law of Restitution*<sup>7</sup>, nos.36-002 et seq.を参照。同書は、バガレイ *Baggalay* 判事の反対意見（アメリカでは支持されている。とりわけ、*Edwards v. Lee's Administrator* (1936) 96 SW 2d 1028, 265 Ky 418 を参照）が支持されている。

452 たとえば、1998年の著作権・意匠権・特許権法96条2項を参照。同項は、著作権者に、他の財産権侵害の場合に利用できるのと同じ救済——この場面では、損害賠償と利益の清算——の権利を認めている。損害賠償請求は、その作品に著作権があることを被告が知らず、知らないことに十分な理由があるときには、排除される（利益の清算はこの限りでない）。同法97条1項。

453 *Peter Pan Manufacturing Corp. v. Corsets Silhouette Ltd.* [1964] 1 WLR 96.